

最高裁判決を待つまでもない！
優生保護法問題の政治的早期・全面解決を求める3.21院内集会
アピール

「国は、俺たちが早く死ぬるのを、待っとるとしか見えませんもんね」と、語っておられた熊本の原告渡邊数美さんが、2月1日に亡くなりました。3月13日の福岡高裁判決を前にした突然の悲報でした。2018年にはじまった優生保護法の裁判は、すでに6年目をむかえ、39人の原告のうち6人の方が亡くなっています。優生保護法問題の全面解決は、一刻の猶予も許されません。

2022年2月22日の大阪高裁勝訴に始まった4つの高裁勝訴判決（東京高裁・札幌高裁・大阪高裁兵庫訴訟）と、2023年6月1日の仙台高裁敗訴判決、これら最高裁に上訴されている5つの事件について、最高裁判所は大法廷で審理することを、11月1日の集会の日に公表しました。

その後の裁判は、2024年1月26日に大阪高等裁判所で、3月12日には名古屋地方裁判所で、原告勝利の判決が続き、司法の流れは固まってきています。

他方、かつて優生保護法を全会一致で成立させた国会は、優生保護法問題の解決に向けては、足踏み状態が続いています。国として「最高裁の判決を待つまでもなく」成すべきことがあるはずです。私たちはこれまでも、国に対し、原告・被害者に、心を寄せた直接の謝罪と十分な補償と差別思想や優生思想のない社会づくりを求めてきました。

国は、今すぐに、優生保護法問題の全面解決にむけて、舵を切ってください。国は、原告をはじめとするすべての被害者を置き去りにすることのないよう、先の「優生保護法問題の早期全面解決を求める11.1集会」での要請を踏まえ、以下のことに早急に着手することを強く求めます。

1. 国は、2023年10月25日の仙台高裁判決、1月26日の大阪高裁判決の上告を今すぐ取り下げてください。また3月12日の名古屋地裁判決に対し控訴しないでください。
2. 原告・被害者の大半は高齢であり、一刻の猶予もありません。国は直ちに被害を受けたすべての人に謝罪と補償を行なってください。
3. 国は、国会が行なった調査結果を基本に、二度と同じ過ちを繰り返さないためにも、当事者や関係者等を含めた第三者による検証体制を確立してください。
4. 国は、優生思想をなくすため、障害者権利条約第8条で、加盟国に義務付けられている「社会全体の意識を向上させ、障害者の権利及び尊厳に対する尊重を育成する」ことについて、直ちに具体的な取り組みを開始してください。

2024年3月21日

最高裁判決を待つまでもない！

優生保護法問題の政治的早期・全面解決を求める3.21院内集会参加者一同